

第5期島根県竹島問題研究会「最終報告書」の提出にあたって

令和7年2月21日 島根県総務部総務課

1. 研究会の設置

(目的) 竹島問題に関する客観的な研究を深め、国民世論の啓発に資する。

(テーマ) (1) 竹島問題に関する客観的な研究(韓国側が主張する事項に関する研究
史実や資料に基づく研究の強化)

(2) 竹島学習推進のための検討(教育現場での竹島学習状況の把握、指導
案などの検討)

(3) 啓発資料の作成(ブックレットの作成、竹島学習リーフレットの改訂)

2. 研究会委員

令和3年10月21日～

(副座長) (座長)	阿川 美和	雲南市立吉田中学校 校長
	井手 弘人	長崎大学教育学部 准教授
	伊藤 尚史	島根県立安来高等学校 校長
	伊藤由実子	島根県立飯南高等学校 教頭
	植田 道	松江教育事務所 企画幹(指導主事)
	内田 文恵	元松江市歴史まちづくり部資料編纂課 主任編纂官
	佐々木 茂	島根県竹島問題研究顧問、島根大学 非常勤講師
	下條 正男	島根県竹島問題研究特別顧問
	塚本 孝	島根県竹島問題研究顧問、元東海大学法学部 教授
	永島 広紀	九州大学韓国研究センター 教授
	中野 徹也	関西大学法学部 教授
	藤井 賢二	島根県竹島問題研究顧問、日本安全保障戦略研究所 研究員
	升田 優	島根県竹島問題研究顧問
	松浦 正伸	福山市立大学 准教授

3. スケジュール

令和3年10月21日	第5期研究会設置・第1回研究会
令和4年3月17日	第2回研究会
令和4年6月30日	第3回研究会
令和4年11月1日	第4回研究会
令和5年1月26日	第5回研究会
令和5年2月21日	「中間報告書」知事提出
令和6年5月15日	第6回研究会
令和6年12月26日	第7回研究会

4. 最終報告書の構成 別紙概要のとおり

5. 規格・部数等

A4判、2,000部、モノクロ印刷

主な配布先 県関係機関、県内市町村、関係省庁、都道府県、政令指定都市、
関係団体、図書館、教育機関 など

第5期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書の概要

○ 第5期竹島問題研究会『最終報告書』の刊行に関して（下條正男座長）

○ 研究レポート

1. 竹島問題の総括（後篇）（下條正男）

- ・本レポートでは「中間報告書」に続き、「竹島問題の総括」と題して島根県が「竹島の日」条例を制定して以来の韓国側との竹島論争を総括し、韓国側には竹島の領有権を主張できる歴史的権原がない事実を明らかにした。

2. SCAPIN-677 と外務省作成の英文説明資料について（藤井賢二）

- ・サンフランシスコ平和条約で竹島が日本領であることに変わりはない。にもかかわらず、韓国はこの事実を認めようとしない。本稿では、韓国側根拠の SCAPIN-677、および 1947 年に外務省が作成した英文説明資料を検討し、韓国の誤りを指摘する。

3. 戦後日本と竹島問題—中川秀政氏の遺した資料による検討—（藤井賢二）

- ・西郷町長や島根県議会議員、隠岐島漁業協同組合連合会会長を務めた中川秀政氏は、政府への請願など 180 点に及ぶ竹島問題関係資料を遺している。この資料の検討は、戦後日本のあり方を問い直す作業でもある。

4. 米軍政期～建国初期の韓国における「社会生活科」教育と「竹島/独島」（永島広紀）

- ・本論文は、1945～1950 年にかけての韓国の地理・歴史教科書の分析を行った。その結果、特に地理教科書における独島（竹島）は決して鬱陵島の属島としては記述されていなかったことが判明し、韓国側主張の根拠を揺るがしうる成果となった。

5. 韓国社会科教育における竹島問題の取扱いについて（藤井賢二）

- ・「竹島の日」条例制定後に日本の竹島問題教育が強化されたことへの対応であろうが、韓国は竹島問題を扱う科目と記述を増加させた。その後記述は簡略化し科目は減少した。この経緯を整理し、日本の竹島問題教育への提言を行う。

6. 地元新聞記事に記された李ライン拿捕・抑留の状況について（升田優）

- ・『島根県地方紙における「竹島報道」悉皆調査報告書』（日本国際問題研究所）の調査監修の際に、新聞紙上に李承晩ラインに関して拿捕・抑留された漁船・漁船員の詳細な記事が残されていることに注目し、調査・分析を行った。その結果、これまでの資料では判然としていなかった、李承晩ラインで拿捕・抑留された県出身漁船員の全体像が判明した。

7. 奥原碧雲旧蔵資料について（升田優）

- ・奥原碧雲は明治39年3月の島根県竹島調査団に同行し、その報告書『竹島及鬱陵島』を著すなど、編入直後の「竹島」認識に大きな役割を果たしてきた。この度発見した「碧雲切抜帖」はこれまで知られていなかった松陽新報記事の碧雲によるスクラップであり、竹島の調査研究に新たな貴重な資料を提供するものとなった。

○その他

1. 「学校教育分科会」について（佐々木茂）

①分科会活動について

第5期の研究会に設置された「学校教育分科会」の構成員の概要と活動内容について、概略を記録している。

2. 高校教員養成における「竹島に関する学習」の指導のあり方について

— 地歴科教員養成における指導方法の事例として —（佐々木茂）

現行の「学習指導要領」高校地理歴史科編に「領土問題」として、従来の北方領土に加えて「竹島」が明記された。教員養成を目的にした島根大学教育学部には、「高校地歴史科教員に課している必修科目「地理歴史科教育法概説」が教育学部生と法文学部生を受講対象として設けられている。

長くその講座を担当してきた佐々木は、「竹島学習」など「領土問題」に関する学習に特長をもつ地歴科教員を養成することが、島根県など全国各地で教職に就く可能性の高い学生に「竹島に関する学習」の指導のあり方を意識的に学んでほしいと考えて講義を担当してきた。その講義の一端を報告することの必要性を感じ文章にまとめておくこととした。

主として、以下の3点にしばって、その概要をまとめている。

- ・「生徒の実態」を把握すること
- ・「領土問題」の基礎知識
- ・資料から学ぶ「竹島問題」

○附録 島根県竹島学習リーフレット批判へのコメント（塚本孝）

- ・「竹島の日を考え直す会」が県リーフレット『竹島：日本の領土であることを学ぶ』を批判する冊子を作成した。同リーフレットは県の基幹的な啓発媒体であることから、冊子の批判が当たらないことを指摘しておく。

○ 研究会の開催状況

○ 第5期竹島問題研究会設置要項